

外資系企業動向調査票記入要領

平成9年 9月
通商産業省

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和42年度から毎年継続的に実施しています。

2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計報告調整法第4条第1項に基づく承認を受けて、通商産業省が実施するものです。また、この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって、統計目的以外の徴税事務などに使用されることはありません（統計法第14条）。

3. 調査の対象

この調査は、平成9年3月末現在、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づき通商産業省等に対内直接投資の届出又は事後報告のあった企業で、外国投資家が株式または持ち分の3分の1超を所有している企業を対象とします。

4. 調査方法

この調査は、調査対象企業に調査書類を配布し、各企業において記入のうえ、返送していただく書面調査です。なお、必要に応じて調査員による面接調査を行わせていただことがあります。

5. 調査票の提出期日

6. 調査票の送り先及び問い合わせ先

〒100 東京都千代田区霞が関1の3の1

通商産業大臣官房調査統計部 企業統計課

（電話） 03-3501-1511（代） 内線 2442～2445

03-3501-1831（直） Fax 03-3580-6320

7. 調査結果の公表

この調査は、上記1の目的に使うため、業種ごと、項目ごと、あるいは全体として集計され、調査統計部企業統計課及び産業政策局国際企業課により分析、公表する予定です。

II. 一般事項

1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成9年3月31日現在で、年度間実績は平成8年度（1996年度）について記入してください。

- (1) 1年決算の場合：平成9年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成8年度末（1996年度末）としてください。
- (2) 半年決算の場合：平成9年3月31日又はそれ以前で最も近い決算期日を平成8年度末とし、年度間実績については、当該期及び前期を合計（上・下半期の合計）して記入してください。
- (3) 決算期の変更等により年度間実績を記入できない場合は、適宜、貴社の区分に従って記入してください。なお、備考欄にその旨を明記してください。

2. 業種分類

この調査の業種分類は、別表（I）の「業種分類表」に従って記入してください。

3. 国分類

この調査の国分類（国とあるのは地域を含む場合がある。）は、別表（II）の「国分類表」に従って記入してください。

4. 地域分類

この調査の地域分類（日本国内）は、別表（III）の「地域分類表」に従って記入してください。

5. 金額

6. 数字

- (1) 各欄の数字は単位未満を四捨五入して記入してください。なお、マイナスの場合には△を頭書してください。

例

	△	9	9	9
--	---	---	---	---

- (2) 各欄の数字は、右詰めで1マスに1字記入してください。
- (3) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には概算によっても結構です。

6. 用語

用語については、原則として「商法」に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」、「外国為替及び外国貿易管理法」及び同法政省令に従ってください。

7. その他

貴社が操業（営業）中で未回答の事項がある場合は、今後の調査の参考とするた

め、その理由を調査票の備考欄に明記してください。

III. 個別事項

(記入者の氏名・電話番号)

記入された担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

なお、電話番号は、プレプリントされている番号と同じ場合は記入の必要はありません。

(プレプリント)

調査票の「① 企業の概要」「② 出資の状況等」については、プレプリント（今までご報告のあった情報に基づき作成）されています。プレプリントの内容に訂正箇所がある場合は、該当欄に正しい事項を記入してください。また、プレプリントされていない場合には、調査票上の①、②の各欄へも必ず記入してください。

1. 企業の概要

((1)～(7)は、プレプリントと同様な場合は記入の必要はありません。)

(1) 企業の名称

- ① 商号又はその他営業上用いている正式の名称を記入してください。
- ② フリガナは、カタカナで記入してください。また、記入に際しては、左詰めで、濁点、半濁点、（ ）、等は一字として記入してください。「株式会社」は「（カブ）」、「有限会社」は「（ユウ）」等と記入してください。

(2) 所在地

定款に記載の本社又は本店の所在地を記入してください。ただし、実際に調査票に記入いただく部署の所在地が本社又は本店の所在地と異なる場合は、(3)の実際に調査票を記入いただいた部署の住所を記入してください。

(3) 担当部課名、電話番号

調査票を記入いただいた部署名及び電話番号を記入してください。

(4) 業種分類

業種分類は、別表（I）「業種分類表」を参照の上、該当コードを記入してください。また、2業種以上兼業している場合は主業種（売上高の最も大きい業種）の該当する番号を記入してください。

(5) 設立・外資参入年度及び決算月

① 設立・外資参入年度には、設立年度又は外資参入年度を西暦で記入してください。

② 決算月は、貴社の決算期区分により次の原則に従って記入してください。

a. 1年決算の場合：平成8年4月1日以降平成9年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

b. 半年決算の場合：平成8年10月1日以降平成9年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

(6) 資本金又は、出資金

平成9年3月末日現在の払込済資本金又は出資金の額を記入してください。

(7) 外資比率、消費税の取扱

- ① 外資比率には、貴社の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで記入してください。
- ② 調査項目に関する消費税の経理処理について、税込みの場合は1を、税抜きの場合は2を○で囲んでください。

2. 出資の状況等

((1)～(4)は、プレプリントと同様な場合は記入の必要はありません。)

- (1) 外国側筆頭出資者名、日本側筆頭出資者名はカタカナ又はアルファベットで記入してください。
- (2) 国籍欄には、別表(Ⅱ)の国分類表（国とあるのは地域を含む場合がある。）を参照の上、該当する番号を記入してください。
- (3) 業種欄には、別表(Ⅰ)の業種分類表を参照の上、該当する番号を記入してください。なお、2業種以上兼業している場合は主業種（売上高の最も大きい業種）の該当する番号を記入してください。
- (4) 出資比率には、貴社の発行済株式総数（又は出資金総額）に占める出資順位第1位の外国側及び日本側出資者による所有株式数（若しくは出資金額）の割合を、小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）までそれぞれ記入してください。

3. 操業状況

調査票内の1.から8.の該当する番号に○印をつけてください。なお、「4.資産状況」以降の項目の記入については、以下の(1)～(8)に従ってください。

- (1) 「1. 操業中」に○印の場合は、すべての項目についてお答えください。
- (2) 「2. 未設立」に○印の場合
未設立とは、「外国為替及び外国貿易管理法」による届出又は事後報告をした後、未だ設立されていない場合をいい、設立が予定されている企業にあっては記入可能な調査項目に予定事項を記入してください。
- (3) 「3. 未操業・休眠中」に○印の場合
未操業とは、設立後まだ操業していない場合、休眠中とは、休業中の場合をいい、「4. 資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。
- (4) 「4. 解散」に○印の場合
解散とは、会社が、清算、倒産、吸収合併等によって解散した場合をいい、「4. 資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。
- (5) 「5. 外資比率の低下」に○印の場合
外資比率の低下とは、外国投資家（複数の場合はその合計）の出資比率が3分の1以下になった企業の場合をいい、「4. 資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。
- (6) 「6. 撤退」に○印の場合
撤退とは、既に外国投資家が撤退した企業の場合をいい、「4. 資産状況」

以降の項目については記入の必要はありません。

(7) 「7. 設立後初決算前」に○印の場合

設立後初決算前とは、設立後又は外資導入後最初の決算期末が到来していない場合をいい、「④ 資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。

(8) 「8. 調査対象外業種」に○印の場合

調査対象外業種とは、貴社の業種が「金融・保険業」に該当する場合をいい、「④ 資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。

4. 資産状況

(1) 総資産

流動資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券等）、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資等）、繰延資産の合計を記入してください。

(2) うち、固定資産

(1)のうち、有形固定資産（土地、建物、機械等）、無形固定資産（電話加入権、特許権等）、投資等（投資有価証券、子会社株式等）の合計を記入してください。

(3) うち、土地関係

(2)のうち、所有している土地について合計額を記入してください。

(4) うち、建物関係（入居保証金を含む）

(2)のうち、所有している建物（事務所、店舗、工場、倉庫、社宅、及び建物付属設備としての設備）について入居保証金を含めて記入してください。

(5) 自己資本

資本金又は出資金と、法定準備金、剰余金、新株式払込金等の合計額を記入してください。

5. 損益状況

(1) 売上高

自社鉱產品売上高、自社製造品売上高、加工販収入額、仕入商品売上高、その他の事業収入の合計を記入してください。なお、代理商・仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく、手数料収入額をいいます。

また、保税地域からの売上も含めて記入してください。

(2) うち、輸出高

自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額を記入してください。

(3) うち、外国側出資者への販売高

(2)のうち、外国側出資者への販売高（直接輸出）の合計額を記入してください。

(4) 仕入高

原材料、部品、半製品等の仕入高や他の企業からの商品仕入高を記入してください。

(5) うち、輸入高

自社名義で通関手続を行って直接輸入した金額を記入してください。

(6) うち、外国側出資者からの仕入高

(5)のうち、外国側出資者からの仕入高（直接輸入）の合計額を記入ください。

(7) 売上原価

売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高など、貴社全体の原価を記入してください。

(8) 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関して発生する費用のことで、営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料などの費用の合計を記入してください。

(9) 給与総額

平成8年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時に支払われたもの）の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料等を差し引く前の額）で記入してください。ただし、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は給与に含まれません。

(10) 荷造運搬費

鉱產品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料等の費用をいいます。記入にあたっては、当該業務の委託費用を含めて記入してください。

(11) 賃借料

土地、建物などの「不動産賃借料」と鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械等の「動産賃借料」の合計金額を記入してください。

(12) 減価償却額

平成8年度1年間に有形固定資産額の減価償却として計上された額を記入してください。

(13) 経常損益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。損失の場合は数字の前に△印を付してください。（例：△999）

また、経常損益は次式により算出しても差し支えありません。

$$\text{経常損益} = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費・一般管理費})$$

$$+ (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

(14) 税引後当期損益

税引後純利益（経常損益から特別損益、税金を差し引いた金額）を記入してください。損失の場合は、数字の前に△印を付してください。

なお、上記(9)～(12)については、売上原価に属する経費と、販売費及び一般管理費に属する経費の合計額を記入してください。

6. 地域別内訳

(1) 地域別輸出割合は、上記の「5. (2)うち、輸出高」を100%としてその地域

別内訳を割合で記入してください。

- (2) 同様に、地域別輸入割合は、「5.(5)うち、輸入高」を100%としてその地域別内訳を割合で記入してください。

7. 研究開発費

試験研究のための人件費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却額、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

8. 資金調達状況（平成8年度末残高）

借入金総額

金融機関その他から自己資金の不足を補うために借り入れによって調達した資金の総額を記入してください。

(1) 借入形態別借入金内訳

① 短期借入金

借入金総額のうち、返済までの期間が、1年以内（長期借入金で返済期間が1年以内となったものを含む）のものを記入してください。

② 債務保証による借入金

借入金総額のうち、債務保証付きの借入の金額を記入してください。

9. 設備投資の状況

(1) 平成8年度設備投資実績

平成8年度に支払った（若しくは取得した）すべての設備投資実績（経理上資本的支出として処理）について記入してください。

（算式 「設備投資額」 = (当該年度有形固定資産残高 - 前年度有形固定資産残高)

$$+ \text{当該年度減価償却実施額} + \text{当該年度資産除却額})$$

(2) うち、外国側出資者引受額

(1)のうち、外国側出資者引受、又は、出資者からの借入のうち外国側出資者からの借入等の合計額を記入してください。

10-1. 売上高（平成9年度実績見込み）

平成9年度の売上高の見込額を記入してください。なお、見込額を算出していない場合は概数でも結構ですので記入してください。

10-2. 費用

(1) 福利厚生費

従業員の福利厚生のために支出する「法定福利費」と「法定外福利費」をいう。
(ただし、企業（事業主）の負担額)

「法定福利費」 労働基準法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、失業保険法等に基づき支出する企業（事業主）の負担額。
具体的には、健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の

うち、事業主負担額及び児童手当拠出金、石炭年金掛金、身体障害者雇用納付金及び法定補償費の合計額をいう。

「法定外福利費」 企業（事業主）独自の施策に基づく負担分で、住居、食事、医療保険、文化・体育・娯楽、慶弔見舞、理・美容、販売店などに関する費用の合計額をいい、物的施設については、その減価償却費、維持管理費、人件費（施設に専従する者の賃金、手当等）などを含む（ただし、施設設置に伴う借入金に対する利子費用は含まない。）。

（2）教育訓練費

従業員の教育訓練施設（一般的教養を高める目的で設置された学校は含めない。）に関する費用、指導員に対する手当、謝礼、委託訓練に要する費用などの合計額をいう。

11-1. 利益処分状況

（1）役員賞与

利益処分として役員に対して支払われた賞与の額を記入してください。

（2）配当金

利益処分として株主に対して支払われた配当の額（株式配当及び現金配当）を記入してください。

（3）当期内部留保額

利益処分後、本年度積み立てた内部留保額を記入してください。

当期内部留保額 = 税引後当期損益 - 役員賞与 - 配当金

（4）年度末内部留保残高

利益処分後、本年度の内部留保額を加算した内部留保額のストックの額を記入してください。

当期内部留保残高 = 自己資本 - 資本金 - 資本準備金 - 新株式払込金

11-2. 外国側出資者への支払状況

（1）配当金

外国側出資者への配当金を貴社の支払いベースの金額で記入してください。

（2）借入金利息

外国側出資者から借り入れた借入金の利息を、貴社の支払いベースの金額で記入してください。

（3）ロイヤルティ

外国側出資者が貴社に提供した特許権、著作権などの知的所有権等に対する対価を、貴社の支払いベースの金額で記入してください。

12. 雇用等の状況（平成9年3月末現在）

(1) 役員・従業員構成

平成9年3月末現在の常時従業者の人数を①～⑥の別にそれぞれ記入してください。

なお、「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成8年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用したもの）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている出向者も含まれます。）

（注） 下記の①+③が、貴社の役員及び従業者総数に一致するように記入してください。

- ① 常勤役員：経営・管理に携わっている有給の常時役員数を記入してください。
- ② ①のうち、外国側から派遣されている常勤役員数を記入してください。
- ③ 従業員：常時雇用者の総数を記入してください。
- ④ ③のうち、外国側から派遣されている従業員数を記入してください。
- ⑤ ③のうち従業員中の管理職（特定部門の長として部下を通して職務を遂行する人（マネージャー））数を記入してください。
- ⑥ ⑤のうち、外国側から派遣されている管理職数を記入してください。

なお、外国側からの派遣者とは、外国親企業から出向又は派遣されている、常勤役員、管理職、従業員及び派遣社員（技術指導等のため、臨時に派遣されている社員等）をいいます。

(2) 平成8年度の採用者数及び離職者数

（注） 下記の①+②が貴社の平成8年度の採用者総数と一致するように記入してください。

① 新卒採用者

平成8年度中に採用した新入社員（新規に学校を卒業して入社した者）数を記入してください。

② 中途採用者

平成8年度中に採用した中途採用の社員数（新規学校卒業者として採用された者を除く）を記入してください。

③ 離職者数

平成8年度中に自己都合により離職した社員数及び会社都合により離職した社員数（契約期間満了による離職者を除く）の合計を記入してください。

別表 I 業種分類表

業種名	番号	業種名	番号
農林水産業	0100	窯業・土石製品製造業	
鉱業	0500	工業用品	2510
建設業	0900	民生用品	2520
製造業		鉄鋼業	2600
食料品等製造業		非鉄金属製造業	
農畜水産食料品製造業	1210	アルミニウム精錬圧延	2710
飲料製造業	1220	その他	2790
その他食料品等製造業	1290	金属製品製造業	
繊維工業	1400	アリヰ缶・その他めっき板製品	2810
衣服・その他の繊維製品製造業	1500	その他	2890
木材・木製品製造業(家具を除く)	1600	一般機械器具製造業	
家具・装備品製造業	1700	農業用機械製造業	2920
パルプ・紙・紙加工品製造業		建設機械・鉱山機械製造業	2930
紙製造業	1820	金属加工機械製造業	2940
その他	1890	繊維機械製造業	2950
出版・印刷・同関連産業	1900	公害防止・環境保全機械製造業	2960
化学工業(医薬品を除く)		一般産業用機械	2970
化学肥料製造業	2010	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2980
石油化学系基礎製品製造業	2030	その他	2990
化学繊維製造業	2040	電気機械器具製造業	
石けん・合成洗剤製造業	2050	民生用電気機械器具製造業	3020
化粧用調整品製造業	2070	通信機械器具製造業	3040
その他	2080	電子計算機・付属装置製造業	3050
医薬品製造業	2090	電子応用装置製造業	3060
石油製品・石炭製品製造業	2100	電子・通信機器用部品製造業	3080
石油精製業	2110	その他	3090
その他	2190	輸送用機械器具製造業	
プラスチック製品製造業	2200	自動車・同附属品製造業	3110
ゴム製品製造業		航空機・同附属品製造業	3150
タイヤ・チューブ製造業	2310	その他	3190
ゴムベルト・ゴムホース	2320	精密機械器具製造業	
工業用ゴム製品製造業	2330	計量器・分析機器等	3210
その他	2390	医療用機械器具・医療用品製造業	3230
なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	光学機械器具・レンズ製造業	3250
		時計・同部分品製造業	3270
		その他	3290

業種名	番号
武器製造業	3300
その他の製造業	
楽器・レコード製造業	3420
がん具・運動用具製造業	3430
装身具・装飾品等製造業	3450
その他	3490
電気・ガス・熱供給・水道業	3500
運輸・通信業	3900
卸売・小売業、飲食店	
各種商品卸売業	
主として輸出	4811
主として輸入販売	4812
主として国内販売	4813
専門卸売業（石油を除く）	
主として輸出	4821
主として輸入販売	4822
石油販売業（小売を含む）	5132
代理商・仲立業	5330
各種商品小売業	5400
専門小売業（石油を除く）	5410
飲食店	6000
金融・保険業	6200
不動産業	7000
サービス業	
生活関連サービス業	7200
レジャー関連サービス業	7500
事業サービス業	
物品賃貸業	7900
情報サービス業（別掲を除く）	8200
市場調査業	8229
広告業	8300
その他の事業サービス業	8600
その他	9900

別表 II 国分類表

国名	番号	国名	番号
〈北米〉		〈アジア〉	
アメリカ	101	日本	100
カナダ	102	インド	301
〈中南米〉		パキスタン	302
メキシコ	201	バングラディッシュ	303
パナマ	202	スリランカ	304
エル・サルヴァドル	203	ミャンマー	305
ブラジル	204	マレイシア	306
アルゼンティン	205	シンガポール	307
パラグアイ	206	タイ	308
チリ	207	インドネシア	309
ペルー	208	マカオ	310
ドミニカ	209	フィリピン	311
ヴェネズエラ	210	ラオス	312
ボリビア	211	香港	313
バハマ連邦	212	台湾	314
コロンビア	213	ベトナム	315
グアテマラ	214	大韓民国	316
エクアドル	215	ネパール	317
蘭領アンティール諸島	216	ブルネイ	318
ニカラグア	217	中華人民共和国	319
コスタリカ	218	その他のアジア	300
トリニダッド・トバゴ	219	〈中東〉	
バーミュダ	220	イラン	401
エルトリコ	221	イスラエル	402
仏領西インド諸島	223	クウェイト	403
ホンデュラス	224	レバノン	404
スリナム	225	サウディアラビア	405
ジャマイカ	226	アラブ首長国連邦	406
ガイアナ	227	アフガニスタン	407
ケイマン諸島	228	バハレーン	408
ウルグアイ	229	カタル	409
その他の中南米	200	シリア	410
		イラク	411
		その他の中東	400

(注：国とあるのは、地域を含む場合がある。)

国名	番号
〈ヨーロッパ〉	
イギリス	501
フランス	502
ドイツ	503
ベルギー	504
アイルランド	505
スイス	506
ポルトガル	507
オランダ	509
イタリア	510
ルクセンブルク	511
スペイン	512
ギリシャ	513
マルタ	514
オーストリア	515
ノールウェイ	516
デンマーク	518
アイスランド	519
スエーデン	520
トルコ	521
ルーマニア	522
フィンランド	523
モナコ	524
サイprus	525
ポーランド	526
ロシア	527
その他のヨーロッパ	500
〈オセアニア〉	
バヌアツ	601
オーストラリア	602
フィジー	603
ニュージーランド	604
英領ソロモン諸島	605
ニューカレドニア	606

国名	番
パプア・ニューギニア	607
西サモア	608
その他のオセアニア	600
〈アフリカ〉	
エジプト	701
モロッコ	702
ジンバブエ	703
リベリア	705
タンザニア	706
スーダン	707
ナイジェリア	708
象牙海岸共和国	709
マダガスカル	710
ケニア	711
エティオピア	712
ザンビア	713
ウガンダ	714
ガーナ	715
カメルーン	716
ザイール	717
モーリシャス	718
カナリー諸島	719
ルワンダ	720
ガボン	721
シェラ・レオーネ	722
ガンビア	723
モーリタニア	724
セネガル	725
スワジランド	726
リビア	727
ギニア	728
ニジェール	729
チュニジア	730
その他のアフリカ	700

別表 III 地域分類表

地 域 名	番 号	地 域 名	番 号
〈北海道〉	0 1	〈近畿〉	0 5
北海道		福井県 滋賀県 京都府 奈良県 大阪府 兵庫県 和歌山県	
〈東 北〉	0 2	〈中 国〉	0 6
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県		鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	
〈関 東〉	0 3	〈四 国〉	0 7
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県 山梨県 静岡県		徳島県 香川県 愛媛県 高知県	
〈中 部〉	0 4	〈九 州〉	0 8
愛知県 岐阜県 三重県 石川県 富山県		福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	
		〈沖 縄〉	0 9
		沖縄県	